

改正案							現行								
P67 ・確保方策							P67 ・確保方策								
(人)							(人)								
年齢区分	認定区分	施設	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	年齢区分	認定区分	施設	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳		認定こども園	0	0	8	14	14	認定こども園		認定こども園	0	0	6	6	6
		保育園	90	90	82	82	82	保育園		90	90	90	90	90	
		地域型保育事業	14	14	14	14	14	地域型保育事業		14	14	14	14	14	
1歳	3号認定	認定こども園	0	0	22	37	37	認定こども園	3号認定	認定こども園	0	0	15	15	15
		保育園	274	274	252	252	252	保育園		274	274	274	274	274	
		地域型保育事業	18	18	18	18	18	地域型保育事業		18	18	18	18	18	
2歳		認定こども園	0	0	24	41	41	認定こども園		認定こども園	0	0	17	17	17
		保育園	377	377	352	352	352	保育園		377	377	377	377	377	
		地域型保育事業	25	25	25	25	25	地域型保育事業		25	25	25	25	25	
0～2歳		上記以外	49	49	49	49	49	上記以外		上記以外	49	49	49	49	49
		計	847	847	846	884	884	計		847	847	885	885	885	
3歳～	1号認定	認定こども園	0	0	1	1	1	認定こども園	1号認定	認定こども園	0	0	0	0	0
		教育のみ	0	0	24	234	234	教育のみ		0	0	210	210	210	
		教育+預かり保育	0	0	0	0	0	教育のみ		0	0	0	0	0	
		教育のみ	1,522	1,522	1,522	1,207	1,207	教育+預かり保育		1,522	1,522	1,207	1,207	1,207	
	幼稚園	1,522	1,522	1,547	1,442	1,442	幼稚園	1,522	1,522	1,417	1,417	1,417			
	教育+預かり保育	1,522	1,522	1,547	1,442	1,442	教育+預かり保育	1,522	1,522	1,417	1,417	1,417			
	計	1,522	1,522	1,547	1,442	1,442	計	1,522	1,522	1,417	1,417	1,417			
2号認定	認定こども園	0	0	91	151	151	認定こども園	2号認定	認定こども園	0	0	60	60	60	
	保育園	1,539	1,539	1,484	1,484	1,484	保育園		1,539	1,539	1,539	1,539	1,539		
	上記以外	2	2	2	2	2	上記以外		2	2	2	2	2		
	計	1,541	1,541	1,577	1,637	1,637	計		1,541	1,541	1,601	1,601	1,601		
計	3,063	3,063	3,124	3,079	3,079	計	3,063	3,063	3,018	3,018	3,018				
計	3,910	3,910	3,970	3,963	3,963	計	3,910	3,910	3,903	3,903	3,903				

<p>P89・90</p> <p>6 <u>子どものための教育・保育給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保</u></p> <p>①から③まで <省略></p> <p><u>④ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）</u></p> <p><u>令和8年度からの新たな事業として、すべての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するための乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。</u></p> <p><u>乳児等通園支援事業は、0歳6か月から満3歳未満の子どもを対象とする事業であり、乳児等通園支援事業を利用した子どもが、満3歳以降に教育・保育施設を利用することとなる場合が想定されるため、教育・保育施設、地域型保育事業者及び乳児等通園支援事業者の相互の連携・接続に努めます。</u></p>	<p>P89・90</p> <p>6 <u>幼児期の教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保</u></p> <p>①から③まで <省略></p>
<p>P91</p> <p>8 <u>乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び推進に関する体制の確保</u></p> <p><u>教育・保育等を、乳幼児期の発達の連続性を踏まえて切れ目なく提供できるよう、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備するとともに、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援するなど、地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めます。</u></p>	